

第148回 岡山県都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 平成23年11月14日(月) 15:00～16:10

2. 開催場所 三光荘 2階 アトリウム

3. 出席委員 15名(17名中)

4. 議題

- 第1号議案 勝山都市計画区域、久世都市計画区域及び落合都市計画区域の変更
- 第2号議案 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(白地区域)における建築規制値及び適用区域の指定の変更について
- 第3号議案 岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第4号議案 津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第5号議案 笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第6号議案 井原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第7号議案 高梁都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第8号議案 新見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第9号議案 備前都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第10号議案 勝山都市計画整備、開発及び保全の方針、久世都市計画整備、開発及び保全の方針及び落合都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第11号議案 湯原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第12号議案 美作都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第13号議案 鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第14号議案 和気都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第15号議案 矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第16号議案 吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更
- 第17号議案 マテリアルバンク株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について

5. 議事録

【署名委員の指名】

会長

本日は、ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。前回の都市計画審議会は今年2月15日でしたが、今回は引き続き第148回ということで開催となりました。

今回は、お手元の議案集のとおり、第1号議案から第17号議案まで多数の議案につきまして、ご審議いただくようになっております。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、まず始めに、署名委員の指名をさせていただきます。

署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表していただきまして

確認と、署名をいただくものでございますが、名簿の順によりまして、今回の署名委員は、A委員と、B委員のお二方をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【公開・非公開の採決】

会 長

つづきまして、今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。

岡山県都市計画審議会は、前回の審議会におきまして、運営細則第3条を改正いたしまして、原則公開としたところでございます。

本日の議案は、議案集にございますとおり、勝山、久世、落合都市計画区域を真庭都市計画区域としてひとつに統合する変更と、統合した後の真庭都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率、建ぺい率などを指定するもの。さらに、県内の各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。最後に、建築基準法第51条ただし書きによります産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。従いまして、本審議会を公開といたしたいと思いますけれども、傍聴希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(「よろしい」との声)

会 長

ありがとうございました。

本日の審議会は公開とさせていただきます。事務局は、傍聴者の方がおられれば、会場への入室をお願いいたします。

会 長

本日は、傍聴希望者がいないということでございますので、このまま進めさせていただきます。

【第1号議案及び第2号議案審議】

会 長

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案は、真庭市の勝山、久世、落合都市計画区域の3つの区域をひとつに統合する変更であり、また、第2号議案は、第1号議案に関連して、統合した後の真庭都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率、建ぺい率などを指定するものでございます。

同じ真庭市の3区域に関する議案ですので、一括して審議いたしたいと思います。事務局から、ご説明を求めます。お願いいたします。

事務局

失礼いたします。事務局を担当しています都市計画課の課長の岡でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

失礼ですが座って説明をさせていただきます。

本日の説明は、スクリーンの画面をご覧いただきながら進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、岡山県の都市計画区域の現状について、簡単に説明をさせていただきます。

現在、県内には16の都市計画区域がございます。このうち区域区分すなわち線引きをおこなっておりますのは、岡山市、倉敷市などの6市1町で構成されます「岡山県南広域都市計画区域」のみとなっております。

その他の15区域、すなわち、「津山広域」、「笠岡」、「井原」、「高梁」、「新見」、「備前」、「勝山」、「久世」、「落合」、「湯原」、「美作」、「鴨方」、「和気」、「矢掛」、「吉備高原」の各都市計画区域は、区域区分を行っておりません非線引きの都市計画区域でございます。

それでは、第1号議案「勝山都市計画区域、久世都市計画区域及び落合都市計画区域の変更について」と、第1号議案に関連いたしまして、第2号議案「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる白^{しろじ}地区域でございますが、ここにおけます建築規制値及び適用区域の指定の変更について」の2議案について、合わせて説明させていただきます。

まず始めに、第1号議案「勝山都市計画区域、久世都市計画区域及び落合都市計画区域の変更について」ご説明をさせていただきます。

真庭市は、平成17年に5町4村が合併をして誕生いたしました。旧町村のうち、勝山町、久世町、落合町、湯原町にそれぞれ勝山、久世、落合、湯原の各都市計画区域が指定されておりました。現在、市の中に4つの都市計画区域が存在しております。

このうち、飛び地であり、区域の性質も異なります湯原都市計画区域を除きまして、隣接する勝山、久世、落合の各都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うため、一つの都市計画区域に統合いたしまして、「真庭都市計画区域」と、いたしたいと考えております。

また、真庭市上河内地内^{かみごうち}及び真庭市西河内地内^{にしごうち}の一部につきましては、真庭市の都市計画マスタープランにおいて産業拠点などとして位置づけられておりますなど、新たな都市計画区域の中で、一体的な整備、開発及び保全を進めていく必要があるということから、再編後の真庭都市計画区域に編入したいと思っております。

①の上河内地内^{かみごうち}の編入区域は、真庭産業団地の一部といたしまして、また、②の西河内地内^{にしごうち}の編入区域は、落合工業団地として整備されておりました。いずれも、引き続き、産業団地、工業団地としての利用を図っていくこととなっております。

これらの都市計画区域の変更につきましては、平成22年8月に市から依頼を受けたものでございまして、また今年の7月に真庭市に対しまして、本案について意見照会を行いました。意見なしの回答を得ているところでございます。

本審議会でご承認をいただきましたならば、都市計画法第5条及び第18条の規定に基づきまして、国土交通大臣への同意協議の申請を行い、大臣同意が得られた後は、都市計画区域の指定に進めさせていただきますと考えているところでございます。

次に、第2号議案、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる白地区域におけます建築規制値及び適用区域の指定の変更につ

いてご説明をいたします。

建築規制値とは、容積率、建ぺい率、斜線制限値などの5つの規制値のことでございまして、建築基準法により用途地域の指定のない区域においては、特定行政庁でございまして知事が、都市計画審議会の議を経て定めることとされております。

まず、一つ目の変更は、先ほどご説明いたしました真庭市における3つの都市計画区域の統合に伴いまして、別々の区域で設定されております建築規制値を1つの区域に統合するものでございます。

3つの都市計画区域で設定されていた規制値は全て同じでございまして。規制内容の変更は行なわずに、従前の内容をそのまま継続することとしております。

二つ目の変更は、先ほどご説明いたしました^{かみごうち}上河内および^{にしごうち}西河内において都市計画区域に含むことになった土地につきまして、建築規制値を指定するものでございます。ここでも、従前の真庭市の白地区域において設定をしていた規制値の内容と同じ値を指定することとしております。

これらの白地区域の建築規制値等の指定につきましては、今年の7月に真庭市に対しまして、本案について、意見照会を行い、意見なしの回答を得ております。本審議会でご承認いただきましたなら、建築基準法に基づき、変更告示させていただきたいと考えております。

以上で、第1号議案、第2号議案につきましての説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長

それでは皆様方にお諮りいたします。先ほどの第1号議案、第2号議案、2つあわせてお諮りいたします。

事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思いますと思います。

(特になし)

会 長

特にご意見、ご質問がないということでございますので、それでは、第1号議案から第2号議案につきましては、原案どおり承認するということにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。ご異議がないということですので、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり承認ということにさせていただきます。

【第3号議案から第16号議案審議】

会 長

続きまして、第3号議案から第16号議案までを審議いたしたいと思っております。これは全て都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございまして、一括審議をいたしたいと思っております。事務局からご説明を求めます。

それでは、第3号議案から第16号議案まででございます。

各都市計画区域における「都市計画整備、開発及び保全の方針の変更」についてのご説明をさせていただきます。

はじめに、都市計画整備、開発及び保全の方針、通称、都市計画区域マスタープランとは何かについてご説明をさせていただきます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域を対象にいたしまして、人口、産業及び将来の見通し等を勘案いたしまして、長期的な視点から都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた基本的な方向性を明らかにするために、概ね10年以内の、都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

次に、都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランなどとの関係についてご説明をさせていただきます。

両マスタープランともに、都市の将来像とその実現に向けての道筋を明らかにしようとするものではございますが、市町村マスタープランは、住民に最も身近な地方公共団体でございます市町村が、各市町村の区域を対象といたしまして、より地域に密着した都市計画に関する事項を主とした都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございます。

これに対しまして、都市計画区域マスタープランは、県が上位計画、関連計画を踏まえまして、広域的見地から、区域区分をはじめといたしました広域的、かつ根幹的な都市計画に関する基本的な事項を定めるものでございます。

次に都市計画区域マスタープランの構成について、ご説明をいたします。

大きな項目といたしまして、「Ⅰ. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたって」、そして「Ⅱ. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成をしております。

Ⅰの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたって」では、その位置づけや役割、見直しの背景などの基本的な考え方や県全体の都市づくりの方針、それから各都市計画区域の位置づけを記載しております。

Ⅱの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、基本的事項といたしまして、都市計画区域の範囲や規模などの概要、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、及び区域区分を定める際には、その方針を記載しております。

なお、この度の見直しにおきましては、岡山県南広域都市計画区域では、引き続き区域区分を設定をし、それ以外の区域では、引き続き区域区分を設定しないということとしております。

また、土地利用や交通施設、下水道、河川などの都市施設、市街地開発事業、及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針について記載をしております。

次に、今回の都市計画区域マスタープラン見直しの背景についてご説明をさせていただきます。

本県では、県内全都市計画区域の「都市計画区域マスタープラン」を

平成16年5月に策定いたしておりました、その後、市町村合併等によります都市計画区域の再編等にあわせて、随時改訂を行ってまいりました。

しかし、人口の減少や少子高齢化が進行する一方で、モータリゼーションの進展等を背景に幹線道路沿道等におけまして郊外への市街地の拡大が見受けられまして、このような状況が続いた場合は、税収の減少ですとか福祉施策等の行政コストの増大に伴います行政経費の制約がある中で、都市基盤の整備ですとか維持管理コストが増大することによりまして、適切な都市的サービスの水準を維持できなくなることが懸念されております。

また、モータリゼーションの進展や市街地の拡大は、地球温暖化の主要因であります温室効果ガスの増加による環境負荷の増大へとつながっております。

このような課題を解決するためには、人口減少、少子高齢化の社会に対応し、環境負荷の小さい都市構造への転換を図ることが必要でございます。本計画におきましても都市計画の基本的な方向性をこれらの課題に対応し、緩やかに変更していくことが必要となっております。

このような状況を踏まえまして、各都市計画区域マスタープランの見直しを行うものでございます。

先程、ご説明をいたしました「都市計画区域マスタープランの見直しの背景」、それから岡山県の上位計画、関連計画などを踏まえて、今回の見直しでは「岡山県の都市づくりの方針」といたしまして、

「人口減少・少子高齢化に対応する都市づくり」、
「安全・安心で暮らしやすい都市づくり」、
「環境に配慮したうるおい豊かな都市づくり」、
「産業の活性化を目指した都市づくり」、
「地域資源を生かし交流が広がる都市づくり」、
「広域連携により互いに支えあう都市づくり」
この6項目を掲げておるところでございます。

次に都市計画区域マスタープランの見直しのポイントについてご説明をさせていただきます。

この図につきましては、お手元のA3版資料にもございます。

委員及び幹事の皆様の資料では、4ページ、その他の皆様につきましては、6ページの右上のところへございます。

平成16年5月の都市計画区域マスタープラン策定以降、都市をとりまく環境の大きな変化といたしましては、

1点目といたしまして、岡山県の人口が、平成17年をピークに減少に転じていること、つまり、人口減少が挙げられます。

2点目といたしましては、東海、東南海、南海地震の発生への懸念ですとか局所的な大雨等に伴う自然災害増加に対する懸念が高まっていることが挙げられます。

3点目といたしましては、地球温暖化の主要因であります温室効果ガスの増加による環境負荷の増大が挙げられます。

4点目といたしましては、経済のグローバル化による国際競争の激化が挙げられるところがございます。

これら4点の都市をとりまく環境の変化を踏まえまして、現在のプランとの違いを分かりやすくするため、都市づくりの方針を6つのキーワードから整理をいたしております。

まず、人口減少を背景とした見直しについては、都市構造の観点での方向性を示しているところでございます。

今回の見直しにおいて、岡山県の都市づくりの方針に「人口減少・少子高齢化に対応する都市づくり」を新しく追加をいたしてございまして、区域区分、つまり線引きを行っております岡山県南広域都市計画区域につきましては、地域の拠点に都市機能と公共サービスを集積をさせまして、効率的な都市運営を実現する集約型都市構造への転換を目指すこと、それから、線引きを行っていない都市計画区域につきましては、既存の都市施設ですとか公共施設等を積極的に活用し、行政コストの低減につながるなど、効果的・効率的な都市づくりを進めることを記載しております。

また、連携に関することといたしまして、連携による相互補完を掲げております。

人口減少という状況のなか、効率的な都市運営を行っていくためには、関係自治体などが広域的な連携と適切な役割分担のもとで住民ニーズに応じた質の高い医療ですとか、福祉、教育などの各サービスを提供していく必要があることから、全区域共通の事項として、広域的な連携による相互補完を目指した都市づくりを掲げたものでございます。

次に、安全・安心に関することについては、現行の都市計画区域マスタープランにおいても、市街地の防災機能の向上などの方針を記載しておりましたが、今回の見直しにおいて、全都市計画区域を対象といたしまして、避難路、避難場所の計画的な整備、都市施設の長寿命化、耐震化など、災害に強い都市づくりを新たな方向性として記載をいたしております。

次に、環境・自然に関することについては、現行の都市計画区域マスタープランにおいても、豊かな自然を活かした都市づくりという方針を記載しておりましたが、今回の見直しにおきましては、線引きを行っている岡山県南広域都市計画区域においては、環境負荷の小さい低炭素型の都市づくり、それから、線引きを行っていない都市計画区域につきましては、環境にやさしい都市づくり、また、全区域共通の事項といたしまして、公共交通の利用促進ですとか緑化の推進などといった方針を新たに記載をいたしております。

次に、活力に関することについてでございますが、産業を取り巻く環境は厳しくなっております。国際競争力の強化とともに地域の特性ですとか優位性を生かした新たな産業基軸の構築ですとか地場産業の活性化を図る必要があることから、今回の見直しにおいては、岡山県の都市づくりの方針に「産業の活性化を目指した都市づくり」を新しく追加をいたしてございまして、線引きを行っております岡山県南広域都市計画区域については、交通基盤の充実という優位性を生かしまして、中四国のみならずアジア有数の競争力を持つ産業集積地としての発展を、また、全区域共通の事項といたしましては、秩序ある土地利用のもとでの計画的な産業の振興、これを掲げております。

なお、個性に関することにつきましては、現行の都市計画区域マスタープランに引き続きまして、地域の特性を生かした都市づくりを進めることとしております。

次に、都市計画区域マスタープランの見直しフローについて、ご説明をさせていただきます。

まず、公聴会の開催にあたりまして、平成23年5月20日～6月3日にかけて、都市計画の原案の縦覧を行っております。

この縦覧において、意見書の提出のありました、勝山・久世・落合都市計画区域、それから、鴨方都市計画区域、そして、岡山県南広域都市計画区域の3つの区域につきまして、それぞれ公聴会を開催しております。

それ以外の都市計画区域につきましては、意見書の提出がございませんでした。

その後、都市計画の案を作成いたしまして、関係市町の意見聴取、それから、国土交通省への事前協議、これを経まして、平成23年10月7日から21日にかけて、都市計画の案の縦覧を行っております。

この縦覧におきましては、いずれの都市計画区域につきましても、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本審議会でのご承認をいただきましたなら、都市計画法第18条及び第21条の規定に基づきまして、国土交通大臣への同意協議の申請を行いまして、大臣同意が得られた後は、都市計画の決定に進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、第3号議案、岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明をいたします。

まず都市計画区域の概要でございますが、岡山県南広域都市計画区域は岡山市、倉敷市の県内2大都市を中心に地形的条件ですとか都市間の結びつき等を考慮して、6市1町で構成されております広域の都市計画区域として指定されております。

このうち、岡山市、赤磐市、浅口市におきましては、市町村合併によりまして行政区域と都市計画区域が一致しない状況ということになりましたけれども、現状の土地利用を踏まえまして関係市と協議をした結果、現状の都市計画区域を変えないということとしております。

なお、浅口市につきましては、旧金光町のみが岡山県南広域都市計画区域に入っておりますが、市の一体的なまちづくりに向けた意向等を踏まえまして、一体的な土地利用の実現が図られる場合には、都市計画区域を再編することを検討するというものとして、今回の都市計画区域マスタープランの見直しに際しましてその道筋を示しているところでございます。

それでは、始めに都市計画の目標について説明をいたします。

先ほど、ご説明をさせていただいたように社会情勢等の変化に対応するため、現在策定されている岡山県南広域都市計画区域の都市づくりの方針を見直しまして、今回は大きく7つの項目を、都市づくりの方針として掲げております。

まず一つ目は、人口減少、少子高齢化の進行や環境負荷の増大といっ

た社会情勢の変化に対応するために、「集約型都市構造への転換を目指した都市づくり」を方針の一つとして追加しております。ここでは、環境負荷の低い都市づくりに留意いたしまして、市街化区域内の低・未利用地を十分活用することや、市街化調整区域におきましては市街化の更なる拡大を抑制する旨を記載をしております。

また、同時に「にぎわいのある中心市街地の形成を目指した都市づくり」におきましても、中心市街地の方針を記載しておるところでございます。

次に安全・安心に関してでございますが、東海、東南海、南海地震の発生や局所的な大雨等に伴う自然災害増加への懸念といたしました背景を踏まえまして、「安全・安心で暮らしやすい都市づくり」として、災害に強い都市づくりを進めることなどを記載をしております。

続いて、環境についてでございますが、地球温暖化の主要因でございます温室効果ガスの増加により環境負荷が増大している背景を踏まえまして、「環境負荷の小さい低炭素型の都市づくり」を方針の一つとしております。ここでは、公共交通の利用促進ですとか緑化推進といった内容を記載をしております。

また、産業振興についてですが、経済のグローバル化による国際競争の激化といった背景を踏まえまして、「産業振興による活力あふれる力強い都市づくり」を方針の一つとして追加しております。ここでは、アジア有数の競争力を持つ産業地としての発展ですとか、秩序ある土地利用のもとでの計画的な産業の振興について記載をしております。

次に、「個性と魅力あふれる都市づくり」についてでございますが、ここでは、地域特性を生かした都市づくりや、観光資源のネットワーク化などについて記載をしております。

最後に、連携についてでございますが、「連携による相互補完とグローバルな発展を目指した都市づくり」といたしまして、相互補完による都市づくりや、ターミナル機能や空港・港湾機能の強化について記載をしております。

続いて将来都市構造についてご説明をさせていただきます。

この図は、都市機能が集積する「拠点」とそれらを結びつける「軸」の要素から、岡山県南広域都市計画区域における将来都市構造の在り方をイメージとして示したものでございます。

拠点としては、高次都市拠点、地域都市拠点、都市拠点、産業拠点を設定いたしまして、軸といたしましては、国土連携軸、広域連携軸、地域連携軸を設定しております。

高次都市拠点は、岡山市や倉敷市の中心など、広域的圏域を持ち、高次都市機能の集積が高い市街地として設定し、地域都市拠点、これは、その他の市町の中心など、市町域程度の圏域を持ち、行政機能などが一定以上集積している市街地として設定をしております。都市拠点はその他商業施設の集積が一定以上みられる地域として設定をいたしております。

国土連携軸は、国土を結ぶ大動脈を、それから、広域連携軸は、主要都市とを広域的に結ぶ動脈を、地域連携軸は、隣接都市や都市内各拠点を結ぶ軸を設定しているところでございます。

次に、区域区分に関する方針についてでございますが、岡山県南広域都市計画区域においては、平成21年に岡山市が政令市に移行いたしまして、政令指定都市を含む都市は都市計画法第7条の規定によりまして区域区分を定める地域となっていることから、引き続き区域区分を行っていくこととしております。

また、市街化区域の概ねの規模についてでございますが、平成27年における市街化区域の人口や工業出荷額等の推計結果では、人口については、ほぼ横ばい状況でございますが、工業出荷額につきましては、増加をする見込みでございます。これらを踏まえて、規模をおおむね26,600haと想定をしているところでございます。

続いて、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針についてでございますが、ここでは、先ほどの都市づくりの基本方針に基づいた内容としておりまして、集約型都市構造への転換を目指し、市街化区域内の低・未利用地を十分活用することや、市街化調整区域におきましては、市街化の更なる拡大を抑制することなどを記載しております。

次に都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針についてご説明をいたします。

まず交通施設の都市計画の決定の方針についてですが、ここでは、基本方針といたしまして、人と環境にやさしい、災害に強い、また、都市間の相互補完など、都市づくりの方針を踏まえた決定の方針を記載いたしますとともに、社会経済情勢の動向等を踏まえまして、必要に応じた計画の見直しと効率的な施設整備を行うといった方針を記載しているところでございます。

下水道及び河川の都市計画の決定の方針についても、同様に必要に応じた計画の見直しと効率的な施設整備を行うという方針を記載しております。

「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてでございますが、ここでは、都市づくりの方針を踏まえまして、集約型都市構造への転換を目指した市街地内の低・未利用地の活用などについて記載しております。

最後に、「自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」についてでございますが、ここでも、都市づくりの方針を踏まえまして、市街地等の緑化の推進ですとか緑地の保全といったことや、環境負荷の小さい低炭素型の都市づくりを進めることとした旨の方針を記載してございます。

こうした都市計画の決定の方針につきましては、各々、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、おおむね10年を目標年次とした都市計画の決定の方針となっております。

つづきまして、非線引きの都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針の変更について、ご説明をいたします。

非線引きの都市計画区域は、県内に15ございます。

その内、第1号議案にも関係いたしますが、真庭市の隣接する勝山、久世、落合の各都市計画区域は、統合後の区域に対する、都市計画区域マスタープランを提案してございます。

まず始めに、非線引きの都市計画区域マスタープランにおける基本的な都市づくりの方針を説明させていただきます。

非線引きの各都市計画区域における都市づくりの方針は、ご覧のとおりとなっております。

人口減少・少子高齢化に関しましては、岡山県南広域とすこし異なりまして、既存の施設等を積極的に利用して、効率的・効果的な都市づくりを進めること、まとまった市街地では、都市機能の維持を図ることとしております。

また、環境では、環境負荷の小さい公共交通の利用促進ですとか、産業活性化では、秩序ある土地利用のもとで計画的な産業の振興を図ることとしてございます。

これらの方針は、湯原及び吉備高原を除く非線引きの都市計画区域マスタープランにおいて共通となっております。

それでは、非線引き都市計画区域の中から、「津山広域都市計画区域」と、「笠岡都市計画区域」を例に挙げまして、具体的にマスタープランの内容を説明させていただきます。

その他の非線引き都市計画区域につきましては、地域特性に特徴のある都市計画区域について、その概要をご説明させていただきたいと存じます。

まず、県北の中心都市でございます津山広域都市計画区域についてご説明をいたします。

津山広域都市計画区域は、津山市、鏡野町、勝央町の1市2町で構成されます県北の中核でございます、約17,000haの規模でございます。

津山広域都市計画区域の現状は、城下町として栄えた津山市中心市街地、これを核といたしまして、県北唯一の三次救急医療施設や、大学などの高等教育機関をはじめとした教育施設が充実するなどしてありまして、県北部の中心都市として、周辺地域をけん引する役割を担っておりますが、やはり少子高齢化の進行ですとか郊外への人や店舗の流出によりまして、中心市街地の空洞化や市街地の低密化が進んでおります。

このような状況を踏まえまして、津山広域都市計画区域マスタープランにおける都市づくりの基本理念を、「拠点性と求心力を備えた県北の中核となる魅力的な都市づくり」としております。

これを受けて、都市づくりの方針として、津山広域都市計画区域の特性を踏まえて、具体的な方針を掲げております。

例えば「個性と魅力あふれる都市づくり」という項目では、本区域に残る津山城跡ですとか歴史的まちなみなどの積極的な保存と整備、これを図りまして、これらの歴史・文化遺産を活用した都市づくりを推進する。

さらに、交流人口の増加を図るために、本区域内外の観光資源のネットワーク化を進め、にぎわいのある都市づくりを進めると記載をしております。

この表示は、津山広域都市計画区域の将来都市構造図でございます。

将来の都市構造は、都市機能が集積する「拠点」、○印でございますが、それらを結びつける「軸」、この2つの要素から設定をしております

す。

津山広域都市計画区域では、津山市の中心市街地を「高次都市拠点」、鏡野町及び勝央町の既成市街地を「地域都市拠点」と位置づけております。

高次都市拠点である津山市の中心市街地は、本区域及び県北を圏域とする行政、商業・業務、医療・福祉、教育・文化などの高次都市機能が集積した魅力ある市街地形成を図るものとしております。

また、地域都市拠点である鏡野町や勝央町の既成市街地につきましては、既存の集積を生かしながら地域の行政機能やサービス機能を担う拠点の形成に努めるものとしております。

その他、旧久米町庁舎周辺ですとか旧勝北町庁舎周辺は、日常生活の拠点機能を担う地域として、住民に身近な都市機能の維持に努める「生活都市拠点」、それから、津山産業・流通センター、勝央中核工業団地及びIC周辺などの既存工業団地は「産業拠点」と位置づけております。

また、それらを結びつける「軸」といたしまして、中国自動車道を「国土連携軸」、施工中の地域高規格道路 空港津山道路や美作岡山道路、国道53号を「広域連携軸」などと位置づけております。

以上のような将来の都市像を目指しまして、都市計画の決定の方針を示しておるところでございます。

この都市計画区域におけます土地利用の基本方針は、現行の用途地域を基本とした土地利用を誘導し、周辺の豊かな自然環境の保全を図ることを基本的な方針としておるところでございます。

例えば、商業業務地は、津山駅周辺を含む市中心部に配置することとして、商業機能や交流機能を拡充するなど、利便性の向上を図るということでございます。

また、交通施設に関しましては、災害に強く県北部の中心都市としてふさわしい交通ネットワークの充実を図ることとし、そのほか、下水道や河川等の都市施設につきましては、ご覧のような内容を記載しておるところでございます。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針では、都市基盤の整備を計画的に進め、都市機能の向上を図るということとしております。

また、自然的環境につきましては、環境負荷の小さな都市づくりを進める、またその旨の方針を記載して基本的なまちづくりの方向性を示しているところでございます。

続きまして、県南西部の中心都市でございます笠岡都市計画区域についてご説明をさせていただきます。

笠岡都市計画区域は、県南西部に位置してございまして、笠岡市の一部、約12,500haの規模がございまして、北は井原都市計画区域、東は鴨方都市計画区域、西は広島県福山市などから構成されます備後圏の都市計画区域に囲まれた地域にございまして。

笠岡都市計画区域でございますが、古くから地域の中心として多様な都市機能が集積してございます。また、国道2号やJR山陽本線が通りまして、山陽自動車道ICが設置されているなど交通利便性の高い地域で

ございますが、やはり人口減少、少子高齢化の進行や、郊外への人や店舗の流出による中心市街地の空洞化や市街地の低密化が進んでおります。

このような状況を踏まえまして、笠岡都市計画区域の都市づくりの基本理念を、「周辺都市と連携し、県南西部の中心にふさわしい活力ある都市づくり」としてしております。

これを受けて、都市づくりの方針として、笠岡都市計画区域の特性を踏まえた具体的な方針を掲げております。

例えば「産業振興による活力のある都市づくり」では、利便性の高い交通環境を生かしつつ、臨海部や内陸部の工業団地への集積を図ることを掲げております。

このスクリーンへ表示してしておりますのは、将来都市構造図でございます。

笠岡都市計画区域では、笠岡市の中心市街地を「地域都市拠点」と位置づけまして、地域の行政機能やサービス機能を担う拠点の形成に努めるということとしております。

また、東西方向の国道2号などを「広域連携軸」と位置づけております。

この都市計画区域における土地利用の基本的な方針は、現行の用途地域を基本とした土地利用を誘導し、周辺部の豊かな自然環境の保全を図ることを基本方針としてございますが、具体的には、工業地においては、茂平地区ですとか、みの越地区などに工業地を配置することなどを特徴のある記載としているところでございます。

また都市施設に関しては、現行にも記載をしておりましたが、広域的な交流連携強化に資する倉敷福山道路などの整備を図ることとし、下水道や河川等の都市施設につきましては、ご覧のような内容を記載しているところでございます。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針では、笠岡駅周辺について、市街地再開発事業などの面的な整備を計画的に推進することや、自然的環境については、瀬戸内海や森林など豊かな自然環境を保全するなど、環境負荷の小さな都市づくりに努めることなど、基本的なまちづくりの方向性を示しているところでございます。

その他の非線引き都市計画区域マスタープランにつきましても、それぞれの都市計画区域ごとの現状を踏まえ、基本理念ですとか都市づくりの方向性を示しております。

この中でも吉備高原と湯原につきましては、特徴ある地域特性を有しておりまして、計画的に開発された吉備高原都市に関する吉備高原都市計画区域では、豊かな自然・景観を活かした、人と環境にやさしい都市づくりを基本理念に掲げまして、保健・医療・福祉、教育関連の先進機能や既存の都市施設、公共施設等の有効利用を図るとともに周辺集落との調和、共存をめざした都市づくりを進めることとしております。

また、観光地でございます湯原温泉街を中心としました湯原都市計画区域では、温泉を核とした魅力あふれる観光・交流の都市づくりを基本理念として、温泉街として魅力ある市街地をめざした都市づくりを進めることとしております。

以上、第3号議案から第16号議案であります、各都市計画区域における「都市計画整備、開発及び保全の方針の変更」についてご説明をさせていただきました。

雑ばくなご説明ではございましたが、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

会 長

ありがとうございました。

第3号議案から第16号議案、14の都市に関しまして、都市計画整備、開発及び保全の方針の変更につきまして、事務局からの詳細なご説明をいただきましたけれども、ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言下さい。

(特になし)

会 長

特にご質問もないという風に拝見しましたので、それでは、原案どおり第3号議案から第16号議案につきまして、承認させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

会 長

はい、ありがとうございました。ご異議がないようですので、第3号議案から第16号議案につきまして、原案どおり承認するということにさせていただきます。

【第17号議案審議】

会 長

続きまして、第17号議案のマテリアルバンク株式会社 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、審議いたしたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、最後の案件になりますが、第17号議案「マテリアルバンク株式会社 産業廃棄物処理施設（倉敷市）の敷地の位置について」ご説明をいたします。

本案件は、産業廃棄物処理施設の設置の許可にあたりまして、倉敷市より、「その敷地の位置について、都市計画上支障がないか」付議依頼があったものでございます。

ご審議をいただきます産業廃棄物処理施設の位置は、赤丸で表示しております、倉敷市粒江^{つぶえ}字山ノ奥^{やまのおく}及び字横谷^{よこたに}の9,769㎡の敷地でございます。

当該施設は、産業廃棄物の中間処理施設でございます。処理する品目は、木くず、廃プラスチック類、ゴムくず、がれき類、などでございますが、その内の、木くず及び廃プラスチック類については、政令で定める規模の処理能力でございます5t/日を越えるため、建築許可の対象となるものでございます。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているも

のでなければ新築・増築は不可とされております。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築、増築が可能と定められております。

都市計画上支障がないか検討するにあたりましては、2つの観点がございます。

1つ目は、施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合でございます。そして2つ目は、都市環境への影響でございます。

まず1つめの観点でございますが、当該敷地は、市街化調整区域の中に位置しておりまして、周囲には風致地区ですとか景勝地、また、病院などはございません。

また、直近の民家と約650m、公園と約700m、小学校とは約900mほど離れておりまして、山間部に位置していることから、都市計画上支障はないと考えております。

次に2つ目の観点でございます、都市環境への影響について説明いたします。

今回の処理施設へは、画面、右下に位置します県道玉野福田線から市道福田町浦田107号線、位置図では赤線で示している道路を利用して、木くずなどの搬入・搬出を行うという計画になっております。

一日の運搬車両は最大でも往復で20台が見込まれておりまして、県道の交通量に比べますと非常にわずかであることから、道路交通への影響は少ないと思われまます。

ご覧いただいておりますのは、事業予定場所の施設配置図でございます。

許可の対象となります木くずの破碎施設と廃プラスチック類の破碎施設は、赤枠で囲んでいるところでございます。

画面の上側の敷地に沿って市道が通っておりまして、左側上の出入り口から産業廃棄物が搬入されることとなります。

木くずの破碎施設は、電動式で押し潰して破碎する「ハンマーミル式」となります。処理能力は80t/日でございます。

コンベアにより運ばれてきた木くずは、投入口で霧状の水が散布され、粉じんを抑えることとなっております。その後、破碎された木くずは、落とし口から出てまいりますが、破碎により発生した粉じんの飛散防止対策として、集塵機が設置されております。

廃プラスチック類の破碎施設は、電動式で廃棄物を圧縮し、押し込みながらローラーで破碎する施設となっております、処理能力は12.1t/日でございます。

これらの産業廃棄物処理施設について、廃棄物処理法に基づきます「生活環境影響調査」の結果、まず「大気質」につきましては、破碎施設に集塵装置が設置されており、粉塵の発生は十分に抑制されます。また、運搬車両の走行による排出ガスの影響も少ないとされております。

それから、「騒音」につきましては、敷地と道路の境界中央部で50デシベルと予測されておりまして、環境基準値の60デシベル、これを下回る見込みでございます。

最後、「振動」につきましても58デシベルと見込まれておりまして、

環境基準値の60デシベル、これを下回るものと予測されております。

その他「水質」「悪臭」につきましては、木くず及び廃プラスチック類の搬入による影響は見込まれておりません。

以上のことから、周辺環境への影響につきましても、問題がないものと考えておまして、都市計画上支障がないと考えております。

第17号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、第17号議案につきまして、事務局の先ほどの説明について、ご意見、ご質問がございましたらご発言下さい。

(特になし)

会 長

ご意見、ご質問もないようにお見受けいたしましたので、第17号議案につきましては、原案どおり承認するというところで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ご異議がないようですので、原案どおり当施設が都市計画上支障がないと認めることに決定させていただきます。

会 長

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。